

情報提供施策の推進に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第29条第1項及び第30条の規定に基づき、県政に関する情報の公表制度の積極的な拡充を図るとともに、県が保有する情報のうち県民への提供が明らかに可能な情報について、迅速かつ容易に提供する制度を定めることにより、県政に対する県民の理解と信頼を深めるとともに、県民参加による公正で開かれた県政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「公表義務情報」とは、条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）が保有する情報であって、県民に公表しなければならない情報をいう。
2 この要綱において「公表推進情報」とは、実施機関が保有する情報であって、県民への情報提供を推進する必要があると実施機関が認める情報をいう。

(公表義務情報)

第3条 公表義務情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 県の各部局が策定した計画、構想及びこれらの達成状況又は見直し状況
- (2) 審議会等の会議資料（会議を非公開で開催する場合を除く。）及び会議録又は会議結果の概要
- (3) 事務事業の評価に関する情報
- (4) 県の財政状況、予算及び決算に関する情報
- (5) 庁議の会議概要及び決定事項

(公表推進情報)

第4条 公表推進情報は、次に掲げる情報とし、実施機関は積極的な公表に努めるものとする。

- (1) 過去に公開請求があった情報のうち、今後も県民のニーズがあると思われるもの
- (2) 社会動向等から緊急性を有するもの
- (3) 普及啓発の必要性があるもの
- (4) その他実施機関が必要と認めるもの

(公表情報の報告等)

第5条 実施機関は、第3条及び第4条に該当すると認められる情報を新たに保有した場合には、「情報提供施策の推進に関する要綱に係る報告書」（様式第1号）に必要事項を記載してメール等により情報公開県庁総合窓口へ報告するものとする。制度の改廃等の理由により、情報の取扱いを変更する必要がある場合も同様とする。

2 情報公開県庁総合窓口は、前項の規定により報告のあった情報について、情報の名称、所管部署名及び公表の場所等を取りまとめ、これを公表するものとする。

(情報の公表)

第6条 実施機関は、多様な媒体と手法により、県民が情報を容易に入手できるように努めるものとする。

2 実施機関は、公表義務情報及び公表推進情報について、次に掲げる方法により県民にわかりやすく、かつ、できる限り最新の情報を公表するよう努めなければならない。

- (1) 各課室所、情報公開総合窓口、県庁ふれあいセンターでの閲覧
- (2) 県のホームページへの掲載(情報のすべてをホームページに掲載することが困難な場合は、その概要版・要約版でも可とする)
- (3) 報道機関への情報提供を通じたテレビ、新聞による公表
- (4) 県の広報誌、広報番組による公表
- (5) その他適当であると認める方法

(情報の提供)

第7条 実施機関は、第3条及び第4条に規定する情報について、写し等の交付を求められた場合は、「情報提供に係る写し等の交付申出書」(様式第2号)の提出を求めた上、写し等を交付(提出のあった申出書1件につき1部に限る。)するものとする。

2 前項の規定により、写し等の交付を受けた者は、条例第19条の公開請求に係る公文書の写しの交付の例により、当該写し等の交付に要する費用を負担をしなければならない。ただし、実施機関が事務事業を行う上で特に情報提供を行う必要がある場合には、この限りでない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、情報提供の実施については、徳島県公文書公開事務取扱要綱の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行することとし、第3条第2号及び第6号に定める情報については、要綱施行後に開催したものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(様式第1号)

情報提供施策の推進に関する要綱に係る報告書

第 号
年 月 日

課長 殿
(情報公開県庁総合窓口扱い)

(所属長名)

当所属が保有する公表義務情報（公表推進情報）について、情報提供施策の推進に関する要綱第5条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 情報の名称	
2 情報の具体的内容	
3 公表の方法	
4 情報の取扱いの変更内容	(1) 一覧表に追加 (2) 一覧表から削除 (3) 一覧表の内容を一部修正 具体的な修正内容 ()
5 4の理由	

注 4の欄で、(2)に該当する場合は、2及び3の欄の記入は不要です。

(様式第2号)

情報提供に係る写し等の交付申出書

年 月 日

殿

住 所
氏 名

情報提供施策の推進に関する要綱第7条第1項の規定により、実施機関が保有する情報の写し等の交付を申し出します。

1 写し等の交付を希望する情報の内容	
※2 写し等の交付の内容	(1) 片面コピー（白黒 枚, カラー 枚） (2) 両面コピー（白黒 枚, カラー 枚） (3) その他（ ）
※3 申出者の実費負担額	円

注) ※印の欄は、記入しないでください。